

17. 早 期 卒 業

学校教育法の改正により、優れた成績を収めた者については学部3年以上4年未満の在学での卒業を認める道が開かれました。

現在、大学院への進学という点では学部で3年以上在学し優れた成績を修めたと大学院が認めた者については、大学院進学の道が開かれています。しかし、この場合、学部教育の全課程を修了するものではないため学部卒業とはならず、学士号を取得することができません。

このため、早期卒業の希望を持ち多くの授業科目を優れた成績で修得できる者については、その能力、適正に応じた教育を行うという観点から、一律に在学期間を4年とするのではなく、大学が適切と認めた学生が早期に大学を卒業して、我が国の大学院のみならず、諸外国の大学院にも進学し、あるいは社会の各方面で活躍できるよう、4年未満の在学で卒業を認めるものです。

早期卒業に当たっては、次のような条件に該当することが必要です。

- ① 3年次前学期終了時において当該学生の所属学科における成績順位が上位約5%であり、学部学習規程第20条に定める授業科目を履修し、110単位以上を修得していること。
- ② 学部で定める卒業に要する単位を124単位以上を修得し、かつ、成績が優秀であること並びに学士論文研究の審査に合格していること。
- ③ 学生が早期卒業を希望していること。

早期卒業の対象は、短期大学、高等専門学校からの編入学生はこの早期卒業の対象外で、平成13年度4月以降に大学に在学することになった学生が対象です。

早期卒業希望者の認定、卒業要件、学士論文研究、卒業時期等については、学部学習案内に記載されている各学科の項や「東京工業大学早期卒業に関する規程」を参照してください。

また、早期卒業を志願する者は、あらかじめ助言教員や学科長に相談してください。